

静岡市自転車のまち振興事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 静岡市は、静岡市自転車活用推進計画に定める、「世界水準の自転車都市“しずおか”」の実現を図るため、自転車のまち振興事業を実施する団体等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡市補助金等交付規則（平成15年静岡市規則第44号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「自転車のまち振興事業」とは、自転車を活用した健康の増進、脱炭素社会の実現、まちの賑わいの創出若しくは自転車に関する市民の安全意識若しくは本市を自転車のまちとして誇りに思う機運の醸成又は自転車の利用環境の整備による利用の促進を目的とした事業であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 市内において自転車の活用の促進に資するイベント、競技会、教室等を実施する事業であって、想定する来場者数又は参加者数が500人を超えるもの
- (2) 市内において自転車の活用の促進に資するイベント、競技会、教室等を実施する事業であって、想定する来場者数又は参加者数が500人以下のもの
- (3) 市内において自転車の活用の促進に資する製作物を配布し、展示し、放映し、又は配信する事業

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる団体等（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するもので、市長が必要があると認めるものとする。

- (1) 静岡市自転車サポーター制度実施要綱（令和6年10月1日施行）第4条第1項の規定による認定を受けたもの（以下「自転車サポーター」という。）
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が適当であると認めるもの

(補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助対象者が単独又は他の団体等（以下「構成団体」という。）と共同で実施する自転車のまち振興事業であって、市長が必要があると認めるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助の対象としない。

- (1) 単に営利を目的とする事業
- (2) 国、地方公共団体又は公共的団体から他の補助金等の交付を受けた事業
- (3) 政治的又は宗教的な活動であると認められる事業

(4) 事業の来場者又は参加者が、補助対象者又は構成団体の構成員のみである等、事業の対象が限定された範囲に留まるものであると認められる事業

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める事業
(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 広告宣伝費（宣伝費、広告印刷費、広告配付費等）
- (2) 報償費（諸謝金等）
- (3) 会場設営費（設営撤去費、装飾費等）
- (4) 事務費（消耗品費、印刷製本費、委託費、運搬費等）
- (5) 会議費（研究会会議費等）
- (6) 保険料（イベント保険の保険料等）
- (7) 会場借上料
(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、別表に掲げる補助事業及び補助対象経費ごとに、同表に定める基準額を基準とし、同表に定める限度額の範囲内において市長が定める額の合計額とする。

2 同一の補助対象者に対する補助金の交付は、一の会計年度において1回限りとする。
(交付の申請)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者は、自転車のまち振興事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、補助事業を開始する1月前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 自転車のまち振興事業企画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 補助事業の実施に要する経費に係る見積書の写し
- (4) イベント等実施場所の地図
- (5) 構成団体名簿（様式第4号）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類
(交付の決定等)

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、法令、予算等に照らしてその内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、補助金の交付を決定したときは、自転車のまち振興補助金交付決定通知書（様式第5号）により、当該申請者に通知するもの

とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、申請者が規則第5条の2各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付を決定しない。

(交付の条件)

第9条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、規則第6条第1号から第3号までに定めるもののほか、次に掲げる条件を付すものとする。

(1) 補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項を遵守すること。

(変更、中止又は廃止の承認申請)

第10条 第8条第1項の規定により、補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ自転車のまち振興事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第6号）に次に掲げる書類のうち市長が指定するものを添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 変更自転車のまち振興事業企画書（様式第2号）

(2) 変更収支予算書（様式第3号）

(3) 当該変更分に係る見積書の写し

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(変更、中止又は廃止の承認)

第11条 市長は、前条の規定により承認の申請があったときは、その内容を審査し、承認すべきと認めたときは、自転車のまち振興事業変更（中止・廃止）承認通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、当該補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を得た場合を含む。）、又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに自転車のまち振興事業実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書（様式第9号）

(2) 収支を証する書類

(3) 補助事業の実施状況が分かる写真又は製作物

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が指定する書類

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の規定による実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助事業の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、自転車のまち振興事業補助金交付確定通知書（様式第10号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

(請求)

第14条 前条の規定による通知を受けた者は、速やかに請求書を市長に提出しなければならない。

(消費税仕入控除税額に係る取扱い)

第15条 補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 補助金の交付を受けようとする者は、第7条の規定による補助金の交付の申請時において、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額に補助金の額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを補助金所要額から減額して申請すること。ただし、消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。
- (2) 補助事業者は、第12条の規定による実績報告書（以下「実績報告書」という。）を提出するに当たり、消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額（前号の規定により補助金の交付の申請時において、補助金に係る消費税仕入控除税額等を補助金所要額から減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額）を補助金の額から減額して報告すること。
- (3) 補助事業者は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（前2号の規定により減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（様式第11号）に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に報告するとともに、市長の返還請求を受けたときは、これを市に返還しなければならないこと。
 - ア 補助事業を実施した会計年度の消費税及び地方消費税の確定申告書の写し
 - イ アに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(4) 市長は、第8条第1項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、前2号の規定を遵守することを条件として付すものとする。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月20日から施行する。

別表（第6条関係）

補助事業	補助対象経費	基準額	限度額
第2条第1号に掲げる事業	第5条第1号から第6号までに掲げる経費	補助対象経費の額の2分の1に相当する額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）	補助対象者と構成団体（自転車サポーターであるものに限る。）の合計数に5万円を乗じて得た額（当該額が80万円を超える場合にあつては、80万円）を上限とする。ただし、補助事業が自転車の安全運転に関する取組を含むものである場合にあつては、当該額に10万円を加えた額とする。
	第5条第7号に掲げる経費	補助対象経費の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）	10万円
第2条第2号及び第3号に掲げる事業	第5条第1号から第6号までに掲げる経費	補助対象経費の額の2分の1に相当する額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）	補助対象者と構成団体（自転車サポーターであるものに限る。）の合計数に2万円を乗じて得た額（当該額が10万円を超える場合にあつては、10万円）を上限とする。ただし、補助事業が自転車の安全運転に関する取組を含むものである場合にあつては、当該額に3万円を加えた額とする。
	第5条第7号に掲げる経費	補助対象経費の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）	3万円

様式第1号（第7条関係）

自転車のまち振興事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

	所在地
申請者	名称
	代表者
	電話

補助金の交付を受けたいので、静岡市自転車のまち振興事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 事業の名称

2 交付申請額 円

3 添付書類

- (1) 自転車のまち振興事業企画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 補助事業の実施に要する経費に係る見積書の写し
- (4) イベント等実施場所の地図
- (5) 構成団体名簿（様式第4号）

様式第2号（第7条、第10条関係）

自転車のまち振興事業（変更）企画書

1 名 称

2 目 的

3 実施主体

4 構成団体数（自転車サポーターである構成団体のみ）

5 実施日

6 実施場所

7 内 容

様式第3号（第7条、第10条関係）

（変更）収支予算書

実施主体_____

収 入		支 出	
自転車のまち振興事業補助金	円	広告宣伝費	円
自己負担	円	報 償 費	円
		会 場 設 営 費	円
		事 務 費	円
		会 議 費	円
		保 險 料	円
		会 場 借 上 料	円
計		計	

様式第4号（第7条関係）

構成団体名簿

番号	名称	所在地	サポーター区分
	代表者氏名	代表者住所	連絡先
1	企画での実施内容・参画内容		
	飲食 / 飲食以外（ ）		

番号	名称	所在地	サポーター区分
	代表者氏名	代表者住所	連絡先
2	企画での実施内容・参画内容		
	飲食 / 飲食以外（ ）		

番号	名称	所在地	サポーター区分
	代表者氏名	代表者住所	連絡先
3	企画での実施内容・参画内容		
	飲食 / 飲食以外（ ）		

番号	名称	所在地	サポーター区分
	代表者氏名	代表者住所	連絡先
4	企画での実施内容・参画内容		
	飲食 / 飲食以外（ ）		

様式第5号（第8条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

自転車のまち振興事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、静岡市自転車のまち振興事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第8条第1項の規定により、次のとおり決定をしたので、通知します。

1 交付決定額 円

2 交付の時期

3 交付の条件

(1)次に掲げる記載事項を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。

ア 補助事業の目的及び内容

イ 補助事業の事業計画及び収入支出の予算

ウ 交付を受けようとする補助金の額の算出の基礎

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は当該事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。

(4) 補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保管しなければならないこと。

(5) 補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合は次のとおり取り扱うこと。

ア 要綱第12条の実績報告書（以下「実績報告書」という。）を提出するに当たり、消費

税仕入控除税額等(消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額に補助金の額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)が明らかになった場合には、その金額(補助金の交付の申請時において、補助金に係る消費税仕入控除税額等を補助金所要額から減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額)を補助金の額から減額して報告すること。

イ 実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額(補助金の交付の申請時及び実績報告書の提出時において、補助金に係る消費税仕入控除税額等を補助金所要額から減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額)を消費税仕入控除税額等報告書(様式第11号)に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に報告するとともに、市長の返還請求を受けたときは、これを市に返還しなければならないこと。

(ア) 補助事業を実施した会計年度の消費税及び地方消費税の確定申告書の写し

(イ) (ア) に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(6) (1) から(5) に掲げるもののほか、静岡市補助金等交付規則(平成15年静岡市規則第44号)、要綱及び市長が必要があると認める事項を遵守すること。

4 その他

様式第6号（第10条関係）

自転車のみち振興事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

所在地
申請者 名称
代表者
電話

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた事業の変更（中止・廃止）について、承諾を受けたいので、静岡市自転車のみち振興事業補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 変更（中止・廃止）の内容

変更前	変更後

2 変更（中止・廃止）の理由

様式第7号（第11条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名

自転車のまち振興事業変更（中止・廃止）承認通知書

年 月 日付けで申請のあった補助事業の変更（中止・廃止）については、静岡市自転車のまち振興事業補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり承認したので通知します。

承認事項

様式第8号（第12条関係）

自転車のまち振興事業実績報告書

年 月 日

（宛先）静岡市長

	所在地
申請者	名称
	代表者
	電話

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた事業が完了したので、静岡市自転車のまち振興事業補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

- 1 名 称
- 2 交付決定額
- 3 実 施 日
- 4 イベント等の内容及び効果

様式第9号（第12条関係）

収支決算書

実施主体 _____

収 入		支 出	
自転車のまち振興事業補助金	円	広告宣伝費	円
自己負担	円	報 償 費	円
		会 場 設 営 費	円
		事 務 費	円
		会 議 費	円
		保 険 料	円
		会 場 借 上 料	円
計		計	

様式第10号（第13条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名

自転車のまち振興事業補助金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号により決定した補助金の交付について確定したので、
静岡市自転車のまち振興事業補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり通知します。

1 交付決定額 円

2 交付確定額 円

様式第 11 号 (第 15 条関係)

消費税仕入控除税額等報告書

年 月 日

(宛先) 静岡市長

所在地

報告者 氏名

電話番号

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた自転車のまち振興事業の補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したので、次のとおり報告します。

- 1 補助金の確定額 (年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)
金 円
- 2 補助金の交付の申請時及び実績報告時に減額した消費税仕入控除税額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額
金 円
- 4 補助金返還相当額 (3の額から2の額を差し引いた額)
金 円